

医療機関等における感染症版BCP策定促進業務

仕様書

1 事業目的及び概要

感染症流行発生時において、医療機関等[※]がそれぞれの役割に応じて継続的に診療を提供する体制を整えるためには、平時から設備や備品の整備や人材育成、訓練の実施が必要と考えられ、それには従事者の役割分担などが示された業務継続計画（感染症版BCP）の策定が求められる。

本事業は、各医療機関等において感染症版BCPの策定が定着することを目的とし、医療機関等に対して、感染症版BCP策定の必要性を啓発するとともに、感染症版BCPの策定を進める市内医療機関に対し、専門家の助言等による支援を行うことにより、得られた知見等を「感染症版BCP策定の手引き」として整理するものである。

※病院、診療所、高齢者施設、薬局など

2 業務委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日(木)まで

3 業務内容

受託者は、以下（1）～（3）の業務を行うものとする。

（1）医療機関等に対する感染症版BCP策定啓発業務

より多くの医療機関等で感染症版BCPの策定がされるよう、医療機関等に対して策定の必要性や策定事例等を伝える取組を行う。

（2）医療機関に対する感染症版BCP策定支援業務

感染症版BCPの策定を進める市内医療機関に対し、専門家を活用して、個々の医療機関の状況や抱える課題に応じた策定が実現できるよう支援を行う。

① 支援する医療機関数について

- ・支援する医療機関は15件以上確保すること。
- ・医療機関の募集、選定の基準や手法について提案すること。
- ・本事業を通じて令和9年度までに、より多くの市内医療機関が感染症版BCPの策定が進むようシナリオを描いた提案を行うこと。

例）市内10区の医療機関への水平展開

病院、有床診療所、無床診療所、療養型病床等の規模に合わせた展開や診療科による違い等を視点にどのように展開していくか。

② 医療機関への支援策について

- ・医療機関への支援にあたっては、専門家を活用すること。
- ・どのような専門家を活用するか候補者とともに手法について提案すること。
- ・専門家については、委託者と協議の上、必ず感染管理認定看護師（ICN）の活用をすること。
- ・支援先個々の状況に応じた感染症版BCPを策定するため、支援先と複数回の打ち合わせを実施し、感染症版BCPのたたき台を策定できるよう支援すること。

(3) 「感染症版BCP策定の手引き」の更新業務

令和6年度に作成した「感染症版BCP策定の手引き」を、本事業の実施結果をもとに更新し、様々な形態の医療機関が感染症版BCPをより円滑に策定できるようにする。

- ・既存の「感染症版BCP策定の手引き」に対して、どのような項目や内容を充実させていくか想定することを提案すること。

例)「記載のポイント」の追加・修正
BCP策定例の更新

4 事業実施に係る経費について

「3 業務内容」に記載の事業を行う際に必要な経費は、全て受託者が負担すること。
例) 会場費、講師謝金、専門家謝金、旅費、印刷等経費

5 実施報告（成果品）の提出について

(1) 報告書

本業務の実施報告書（A4版カラー）を、紙媒体（1部）および電子データにより提出すること。なお、紙媒体については、表紙を付け製本した上で納品すること。

提出期日：令和8年（2026年）3月19日（木）

(2) 納入場所

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課
（札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階）

6 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である札幌市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (2) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 委託業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラスト、その他の資料等につい

て、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

- (4) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を順守すること。
- (6) 本業務の履行にあたって、札幌市が定める環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (7) 本業務の遂行にあたって、万一苦情等が生じた場合、速やかに札幌市へ報告するとともに、迅速かつ誠実な対応を行うこと。
- (8) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、札幌市個人情報保護条例に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。

【問い合わせ先】

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健福祉局 保健所 感染症総合対策課 担当：佐藤、飯田

電話：011-622-5199 メールアドレス：kansenkakari@city.sapporo.jp